

報告書（案）に対して寄せられた主な意見とそれに対する考え方

* 各意見については事務局において整理した上で下線を付している。

意見の概要	考え方
1 目的について	
<ul style="list-style-type: none"> 市場競争を補完するための<u>規律の見直し</u>や競争評価の継続は、事業者にとっての事業運営活動の萎縮につながらないように、<u>極力慎重に行うべき</u>。【NTTドコモ】 モニタリングにとどまることは競争評価の第一目的たり得ず、<u>政策に反映されてはじめて意義あることと評価されると考える</u>。【日本テレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書（案）に記載したとおり「競争評価手法をこれから精緻化していく途上」にあり、「その実践の中で必要な知識や経験の蓄積に努め、その方法論を完成に近づけていく」ことがまずは重要。また、競争評価の結果が政策変更^にに直結はしなくとも、政策見直しの「トリガー」として機能する。
2 インフラ市場の競争評価について	
<ul style="list-style-type: none"> <u>競争評価の対象分野は利用者向けサービス分野だけではなく、事業者間のインフラサービス分野も含めるべき</u>。通信事業に参入し競争環境下で事業活動を行うために不可欠な基盤設備に着目し、その市場の競争評価を行わなければ、競争を活性化させている要因、あるいは阻害している要因を明らかにすることはできない。インフラサービス分野でのボトルネック設備を有する企業に対する規制緩和あるいは規制強化が、数年後に利用者向けサービス市場における競争環境に決定的な影響を及ぼす可能性も考えられる。よって将来的な利用者向けサービス市場の公正な競争状況を確保するためにも、利用者向けサービス分野とは別の枠組みでインフラサービス分野においても市場を画定し、継続的に競争評価を行っていく必要がある。【ソフトバンクBB】 市場支配力は通信サービスを提供する上で不可欠な機能を有することに起因すると考えられることから、<u>競争評価は、「利用者向けサービス」に留まらず、「通信事業者向けサービス」も対象とすべき</u>。【日本経済団体連合会】 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者間の取引分野における競争状況は、利用者向けサービス市場に影響を与えるものであることから、報告書（案）には、当該市場の競争状況を評価する際にその影響を考慮する旨を記載している。 なお、本研究会では、接続ルールの整備等が進んでボトルネック設備のオープン化が進展している状況では、当該設備に関連する利用者向けサービス市場に対するその影響は遮断されるので、当該設備に関して観念されるインフラサービス市場の状況と無関係に、当該サービス市場の競争状況を評価することができる^{との}考えに基づき、主に利用者向けサービスについて市場を画定し、画定された市場についての競争状況を評価するための

<ul style="list-style-type: none"> • 接続規制が小売市場の競争の前提となっている場合に、<u>小売市場における競争評価の結果によって接続規制の適否を判断することは、不適切</u>であり、競争を阻害する結果につながる。接続規制は、設備的なボトルネック性から、その適用範囲や内容を議論すべきであり、小売市場における競争進展の評価とは峻別すべき。今回の報告書に記載された評価手法や指標は、主として小売市場における競争を評価するためのものであり、その適用範囲は小売市場に限定されるものとする。【KDDI、日本テレコム】 	<p>手法を研究してきたところである。また、接続ルールの在り方については、本研究会とは別に、審議会において議論されるべき事項である。</p>
--	--

3 地理的市場の取扱いについて

<ul style="list-style-type: none"> • 地理的市場において、無条件に「国内を一つの地理的市場として観念し」た上で画定することは、実態上全国展開していない事業者が大半であり、地域単位で競争が行われている現状からは必ずしも公正な区分であるとは言い切れない。「作業量とのトレードオフとなるので、負荷が著しく過度とならないような配慮が必要」との考え方も、このような配慮により得られるメリットと競争評価を公正に行うことのメリットを比較衡量した場合には、後者のほうが重要であることは言うまでもないことから、<u>競争の実態に即した地理的な細分化は、作業量の多寡以前の問題として必要</u>と考える。【NTTドコモ】 • <u>地理的市場の概念については、安易に導入すべきでない</u>。地理的市場の画定の適正な在り方については、現時点で十分整理されていないため、今後慎重に議論する必要がある。「地理的要因を勘案することが合理的」の判断基準については、恣意性の介在する余地を排除するため、意見募集等を通じて十分議論を行い、今後策定するガイドラインに明確に規定すべき。【KDDI】 • 市場を狭く定義した場合には、事業者は顧客基盤・経営基盤（カネ・モノ・ヒト）の共有やレバレッジを見過ごすことにつながるため、<u>地理的市場においては細分化しすぎることなく、広く見る必要がある</u>。【日本テレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> • 妥当な地理的市場の在り方については、今後の検討課題で特記しているとおり重要かつ難しい問題と承知しており、「個々の対象分野について競争評価を実践する際に明らかにし、さらにその実践を通じて知識や経験を蓄積しながら模索していくべき」である。 • しかし、国内を一つの地理的市場と観念すること自体を否定する必要はなく、一つの国内市場では競争実態が正確に把握できないのであれば、加えて地理的な部分市場を重層的に画定し、複数の市場を多面的に分析することが大切である。 • 例えば、あるサービスについて全国展開していない事業者が大半の場合であってその実態を詳細に把握する必要がある場合には、報告書（案）に例示したとおり「参入事業者のサービス提供エリアや参入事業者数」等に基づいて重層的に地理的市場を画定することが適当である。なお、地理的市場を詳細に画定する場合には、競争評価の結果の客観性、信頼性を確保する観点から、データの取得可能性・公開性に配慮を要する。
---	--

4 データの収集等について

- シェアについて、公表データがないから評価できないということは本末転倒。公表データがない場合には必要となる個々のデータの取得ができるかぎり可能となるような措置を講ずるべき。なお、経営情報に関するデータに関しては、評価主体には提出するものの、一般には非公開とするといった守秘義務の原則に基づくべき。【日本テレコム】
- 各種データの整備の際、報告書（案）にあるよう、事業者負担となるような過度な情報の要求を避ける、事業者の提供するデータの扱いにあたっては、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは公開しないという点に十分留意すべき。また、公平性の観点から、特定の事業者のみにデータの提供を求めるのではなく、全事業者に等しくデータを要求することを原則とすべき。なお、事業者へデータを要求する場合、その収集・整理等に要する相当な期間の設定が必要。【NTTコミュニケーションズ】
- データの取得については、法省令における規定を前提とするとともに、データの公開については、競争状況の評価結果に基づく判断の透明性確保の観点から、競争評価の実施の際に、すべての事業者を同条件で扱うことで公開情報の格差を解消する必要がある。守秘義務等に係わる規律を構ることが必要である。【NTTドコモ】
- 公表された情報のみでは正確な実体を把握することが難しい場合には、関連する事業者へ、必要とするデータの提供を求めることになるが、なんの根拠のない要求に応えることは、事業者としても協力することに限界のある場合がある。【C&W IDC】
- 競争評価に必要となるデータやその収集・処理方法等については、今後、総務省が策定・公表するガイドライン、キックオフ・ドキュメントにおいて明確化すべき事項と考える。このため、本報告書（案）を一部修正し、キックオフ・ドキュメントにおけるデータの収集・処理方法に関する記述に加えて、ガイドラインに記載されるべき事項に、データの取扱いについての具体的な基本方針を明確に追記する。
- ご指摘にもあるように、データの収集に当たっては、競争評価の客観性、公平性を確保しつつ、特定の事業者が不当に競争上不利にならないよう、事業者に対して過度な負担とならぬよう、また、その他の法令等に基づく情報公開の内容と整合するよう留意すべきである。このため、その旨を明確に追記する。

- 競争評価の際に必要なとされるデータについて、行政が必要と判断して事業者等から別途情報収集を行う際には、事業者等に過度な負担がかからないよう、配慮することを要望。その際、当該情報の収集及び処理方法等について、あらかじめ事業者等に意見照会することを要望。収集したデータのうち企業匿名性の高いものについては、公表のために加工する際は収集データの加工基準及びその方法の明確化が必要。また、加工データの公表に当たっては、提出した事業者等（情報提供元）が意図する内容と加工データが意図する内容とで乖離が生じないように、事前に情報提供元へ確認を行うプロセス等を盛り込むことを要望。【J - フォン】
- 競争評価に用いるデータとして、事業者からの非公開情報が必要とされる場合、当該情報の取得、加工、および公開等については、法的根拠を明確にした上で実施していただきたい。【KDDI】
- 事業者からデータを提出する際、提出（義務）の公平性、秘匿情報に対する秘密保持等への対策について検討いただきたい。【フュージョン・コミュニケーションズ】

5 今後の取組み

- 公平性、中立性、透明性、客観性を確保し、評価実行者による恣意的な運用を排除するためにも、競争評価の対象分野に関する選定基準、その重要性等に関する判断基準、競争評価の判断箇所及びそのプロセス等について明確化が必要。これらの一連の事項は、キックオフ・ドキュメント等へ確実に反映することを要望。原則として評価過程において利用者代表及び学識経験者が参加すべき。【J - フォン】
- 競争評価が適時に行われ、適切に政策が制度改正に反映されるために、必要に応じて公開ヒアリング等、特定の構成員・事業者以外の利用者なども参加し議論できる機会を設けるとともに、事業者として意見を述べる機会や取得可能な情報等について、平等性を確保していただきたい。【ソフトバンク BB】
- 本研究会では、報告書（案）に記載しているとおり、競争評価の実施に当たって、公平性、中立性、透明性、客観性を確保する観点から、意見公募等を通じて広く利害関係者等の意見を聞くとともに、利用者代表、学識経験者の参加を求めることが望ましいと考えており、本報告書（案）にある基本的な方向に沿って、今後、競争評価が実践されていくことを期待する。